

1 アクションプログラム策定の背景

(1) 紀美野町の地震環境

本町の近傍には、中央構造線や田辺市付近において活断層の存在が確認されており、直下型地震が発生する可能性があります。また紀伊半島沖合いの海底には、南海トラフという海溝が存在し、その地殻変動によって南海トラフ巨大地震等は歴史的に100年から150年の間隔で繰り返し起こってきました。

そんな中、平成23年に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしたことから、国の中央防災会議は、今後発生するであろう南海トラフ等を震源とする巨大地震に備えるため『南海トラフの巨大地震モデル検討会』を立上げ、大幅な被害想定の見直しを行い『防災基本計画』の修正が行われました。

また、和歌山県におきましても『和歌山県地域防災計画』の見直しが行われると共に、東海・東南海・南海地震及び南海トラフ巨大地震の被害想定を公表しました。

東海・東南海・南海3連動地震・・・M8.7
南海トラフ巨大地震・・・M9.1

和歌山県が平成25年に発表した「和歌山県地震被害想定」によると、当町の被害は次のようになります

		東海・東南海・南海 3連動地震	南海トラフ巨大地震
建物被害予測		15棟	270棟
火災被害予測		0棟	2棟
人的被害予測	死者	0人	10人
	負傷者	15人	184人
避難者 総数	発災1日後	16人	300人
	発災1週間後	1,400人	1,400人
帰宅困難者		2,100人	2,100人
水道破損		98箇所	450箇所
道路被害		4箇所	6箇所

また、阪神・淡路大震災のような内陸型の地震を引き起こすものが活断層です。紀の川沿いには中央構造線の活断層が走っています。「和歌山県地震被害想定」によると、今後30年以内の発生確率は、0%~5%といわれています。我が国の活断層の中では発生確率が高いグループに属するものとされています。

本町の死者・負傷者及び全壊・焼失建物（冬5時、夏12時、冬18時に発生した場合の想定）

○死者数・・・冬5時－34人 冬18時－29人 夏12時－24人

○負傷者数・・・冬5時－154人 冬18時－122人 夏12時－105人

○全壊・焼失・・・冬5時、夏12時－600棟 冬18時－638棟

（2）地震防災対策の現状

地震防災対策は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町民の生命・財産を災害から保護し、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定した「紀美野町地域防災計画」に位置づけられ、公共施設の耐震化など、緊急度の高いものから計画的に整備が進められてきました。

（3）地震防災対策の課題

平成7年1月の阪神・淡路大震災及び平成23年の東日本大震災は、多くの教訓を私たちに残しました。

- ・亡くなられた方の約8割が建物の倒壊や家具の転倒に因るものだった。
- ・建物の倒壊や家具の転倒等から救出された約8割が家族や近隣住民に助けられた
- ・避難所ではボランティアや自治会組織が運営に携わった。

これらの教訓から言えることは、大規模地震による被害は同時多発的に生じるため、行政だけの対応では町民を守ることに限界があり、「自助・共助・公助」の役割分担と協働による取り組みが重要となってきます。

※ 自助・・・町民一人ひとりが自分の生命や生活を守る活動

※ 共助・・・町民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動

※ 公助・・・国・県・市町村など行政が実施主体となる地震防災対策

大規模地震への備えを充実させ、被害を出来る限り軽減するには、これら「自助・共助・公助」がそれぞれ主体的に動き出すとともに、相互に連携し合う防災協働社会の構築が必要です。

（4）アクションプログラムの必要性

過去の災害時の教訓から災害発生直後の救助や避難、安全確保については、行政だけの対応には限界があることから、地域の人々で助け合い、支えあえる体制づくりが重要です。

このため、町民と行政が一体となって、地震に対する知識や危機意識を共有し、十分な災害対応力を備えるとともに、地震発生後、即時に災害応急活動を開始できる体制を整備する必要があります。

このアクションプログラムは、本町で取り組むべき地震防災対策を整理・体系化したものであり、限られた財源の中で、計画的かつ効率的、効果的な地震対策に取り組むために策定するものです。

2 アクションプログラムの基本的事項

(1) 目的

アクションプログラムは、地域防災計画に定められた地震防災対策を総括するとともに、南海トラフ巨大地震など大規模地震の予想される被害の増加要因を分析し、持てる資源を最大限に活用して、被害を可能な限り減らしていこうとする「減災」という考え方にに基づき、取り組むべき施策を体系化した行動計画のことで、地域防災計画の実効性を高めるとともに地震防災対策を推進するための指針となるものです。

(2) 推進体制と進行管理

アクションプログラムは、全庁的な取り組みであるため、各アクションを実施する所管部署を明らかにし、それぞれの取り組みを計画的かつ効率的に推進します。

今後は、アクションプログラムの定期的な進行管理を行い、完了したアクションと完了していないアクションを整理し、未完了アクションについては確実な実施を促進します。

また、計画期間中にアクションプログラムの見直しの必要が生じた場合は、随時見直しを行います。

(3) 事業区分と実施期間

アクションプログラムの実行にあたって、事業は、以下のように「継続」「新規」に分けて実施します。

継続・・・現在実施している施策で、継続的に実施するもの。

新規・・・新たに実施する施策

また、実施期間は、緊急度に応じて以下のように「短期」「中期」「長期」に分けて設定しています。アクションを実施する担当課等はこれらの期間を目標にして、アクションの完了や継続的な実施をめざします。

「短期」・・・平成23年度までに実施（3年）

「中期」・・・平成25年度までに実施（5年）

「長期」・・・平成30年度までに実施（10年）

3 アクションプログラムの目標と施策の柱

(1) アクションプログラムの目標

紀美野町地震防災対策アクションプログラムでは、南海トラフ巨大地震など大規模地震に備え、災害発生時に迅速かつ適切な対策を実施し、被害を最大限減らすため、予防対策、応急対策、復旧・復興対策の観点から、「① 大震災に着実に備える予防対策の推進」、「② 災害時に迅速かつ適切に対応する応急対策の推進」、「③ 安全で安定した生活を再建する復興対策の推進」の3つの目標を掲げ、それに対応する7つの施策と23のアクションを体系化しております。

① 大震災に着実に備える予防対策の推進

南海トラフ巨大地震等の大規模地震による被害は同時多発的に生じるため、行政のみでは町民を守ることに限界があります。地区・地域では「自分たちの地域、町は自分たちで守る」防災力を高めるため、自主防災組織を充実、強化するとともに災害時のボランティア活動の支援が必要です。

また、阪神・淡路大震災の8割以上の犠牲者を出した建物の倒壊（家具・器具による圧死を含む）による被害が多発したことから、個人住宅や災害対策拠点となる公共施設等の耐震化を進め、被害を軽減するための予防対策を早急実践していく必要があります。

こうした最も危険な被害要因を未然に減らす対策を優先的に進めることが、最も効果的な予防対策と言えます。

このことから、「大震災に着実に備える予防対策の推進」を目標に施策を推進していきます。

② 災害時に迅速かつ適切に対応する応急対策の推進

地震による被害発生時には、行政として被害を最小限に抑えるための応急対策を実施する必要があります。

災害時に迅速な対応が可能となるよう行政防災力の向上を図るため、地域防災計画の見直し、職員の防災研修、参集訓練等の実施により初動体制の強化を図るとともに、災害時の情報収集・伝達体制の整備が求められます。

また、避難行動要支援者の避難誘導體制の確立を図るため、避難行動要支援者登録制度など地域住民との連携による安否確認の仕組みづくり、避難誘導マニュアルの整備などを進めるとともに、社会福祉施設との協定などにより避難行動要支援者に配慮した対策が必要です。

さらに、突発的に発生した大規模地震に対して、迅速に消火、救助、医療、避難所運営、緊急輸送活動などの応急対策を実施するとともに、二次災害の発生防止に努めるため、あらかじめ各分野において十分な準備をする必要があります。

このことから、「災害時に迅速かつ適切に対応する応急対策の推進」を目標に施策を推進していきます。

③ 安全で安定した生活を再建する復興対策の推進

地震による被害発生から被災者の生活を迅速・的確に回復し、再建することが重要です。

東日本大震災、阪神・淡路大震災、能登半島沖地震、中越地震、中越沖地震、岩手・宮城内陸

地震を教訓に被災者の生活を回復させるための住宅確保や健康管理、こころのケアなど、様々な生活支援対策はもちろん、町全体の復旧・復興を図るため、迅速かつ円滑な災害復旧を実施するための準備や計画をしておくことが必要です。

このことから、「安全で安定した生活を再建する復興対策の推進」を目標に施策を推進していきます。

(2) アクションプログラムの施策の柱

アクションプログラムで掲げた3つの目標を達成するため、次の7つの施策の柱を掲げました。

① 防災意識の普及推進

学校等における防災教育の推進、出前講座の実施、啓発資料の作成等により自治会、自主防災組織、企業への防災意識の普及・啓発に努めます。

② 耐震化と災害に強いまちづくりの推進

地震による被害の軽減を図るため、民間住宅をはじめ災害拠点となる公共施設、公共土木施設、ライフラインの耐震化に取り組むとともに、安全な避難地や避難路の確保を図ります。

③ 地域の防災体制づくりの推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、地域防災力を高めるため、自主防災組織を充実強化するとともに、災害時のボランティア活動を支援します。

④ 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者の避難支援体制の確立を図るため、避難行動要支援者登録制度など地域住民との連携による安否確認の仕組みづくり、避難誘導マニュアルの整備などを進めるとともに、社会福祉施設との協定などにより避難行動要支援者に配慮した対策を推進します。

⑤ 防災体制の強化

災害時に迅速な対応が可能となるよう行政機能の確立を図るため、地域防災計画の見直し、職員の防災研修・各種訓練の実施、初動体制の強化などにより行政防災力を向上させるとともに、災害時の情報収集・伝達体制の整備に取り組みます。

⑥ 災害応急対策の整備推進

消防体制、救急・医療体制の整備、食糧・飲料水及び生活必需品の備蓄の推進、避難所運営対策、資機材の整備などに取り組み、災害時の迅速かつ効果的な応急体制の充実を図ります。

⑦ 町民生活の再建復興の推進

被災後の復興事業計画の策定、被災者の生活支援のための相談窓口の設置や義援金配付マニュアルの作成、被災幼児・児童生徒のメンタルケア体制の整備などに取り組み、復旧・復興体制の整備を図ります。

(3) アクションプログラムの体系図

3つの目標	7つの施策の柱	23の個別アクション
I. 大震災に着実に備える予防対策の推進	(1) 防災意識の普及推進	1 町民防災意識の啓発 2 学校等における防災教育の推進
	(2) 耐震化と災害に強いまちづくりの推進	3 民間建築物の耐震化の促進 4 公共建築物の耐震化の促進 5 公共土木施設の耐震化の促進 6 ライフライン対策の促進
	(3) 地域の防災体制づくりの推進	7 自主防災組織の育成・活性化 8 ボランティア活動の支援 9 企業防災の推進
II. 災害時に迅速かつ適切に対応する応急対策の推進	(4) 避難行動要支援者への支援	10 避難行動要支援者の保護体制の強化
	(5) 防災体制の強化	11 行政防災力の強化 12 初動体制の強化 13 災害時の情報収集・伝達体制の強化 14 受援体制の強化
	(6) 災害応急対策の整備推進	15 救急救助・医療体制の確保 16 消火体制の確保 17 緊急輸送路の確保 18 避難場所及び避難所の設置・運営体制の整備 19 応急復旧対策の実施 20 応急住宅の確保対策促進 21 緊急物資確保体制の整備 22 衛生、防疫活動体制の強化
III. 安全で安定した生活を再建する復興対策の推進	(7) 町民生活の再建復興の推進	23 被災者の救援・生活支援対策の促進

4 アクションプログラムの内容

1 防災意識の普及推進

地震等自然災害に対する知識の普及と防災意識の向上を図ることにより、町民一人ひとりの防災力を高める。

アクション	対 策	内 容	所管部署	区分	実施期間
1 町民防災意識 の啓発	防災意識の啓 発	町民の防災意識の高揚、防災に関する啓発を目的とした講演会の開催や図上訓練等を行うとともに、町広報誌への掲載、防災パンフレット等の配布、ホームページの充実等により防災情報の発信を行なう。	総務課	継続	短期
	避難行動要支 援者に対する 啓発	避難行動要支援者及び福祉施設に従事する職員に対して地震に関する防災啓発を実施する。	保健 福祉課	新規	短期
	災害時の救急 意識の啓発	救命講習、AED講習の普及及び意識啓発の推進を図る。	消防本部	継続	短期
2 学校等におけ る防災教育の 推進	幼児・児童生徒 に対する防災 教育の推進	「学校における防災教育指針」（県教委）等に基づいて幼児・児童生徒に対する防災教育を推進する。	総務 学事課	継続	短期
	災害時対応マ ニュアルの作 成	各校において災害発生時の様々な想定した安全確保の対策、教職員の対応方法のマニュアルづくりを進める。	総務 学事課	継続	中期
	教職員に対す る防災教育の 実施	学校において防災講座（救急救命講習等）を実施し、教職員の防災知識等の高揚を図る。	総務 学事課	継続	短期
	保育所・子ども 園防災訓練の 実施	幼児に対して、幼い頃から防災意識を身に付けさせるため、様々な場面を想定しての訓練を各保育所で実施する。	保健 福祉課	継続	短期
	小学校防災訓 練	保護者参加のもと、起震車による地震動体験等の導入により、体験型の避難訓練を実施する。	総務 学事課	継続	短期
中・高等学校生 徒における救 急救命措置に 関する知識・技 能の習得	総合的な学習の時間等を活用し、中・高等学校生徒に対し、緊急時における救急救命に関する知識・技能を習得させる。	総務 学事課	新規	短期	

2 耐震化と災害に強いまちづくりの推進

住宅、公共建築物等の耐震化に取り組み、倒壊・損壊による被害の軽減をめざします。

アクション	対 策	内 容	所管部署	区分	実施期間
3 民間建築物の 耐震化の促進	住宅の耐震診断 の促進	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を促進する	総務課	継続	中期
	住宅の耐震改修 の促進	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅のうち、耐震性の不足するものに対して耐震改修を促進する	総務課	継続	中期
	耐震相談窓口の 整備	木造住宅の耐震診断や家具類の固定方法等について町民の問合せに対応する。	総務課	新規	短期
4 公共建築物の 耐震化の促進	公共施設の耐震 化	公共施設の耐震化計画を作成し、年次的に耐震改修あるいは建て替えを進める。まず、地域の避難所となる学校施設の耐震化を図る。	総務課 生涯学習課	新規	長期
5 公共土木施設 の耐震化の促 進	ため池の改修整 備	老朽化したため池の改修整備の推進を行なう。	建設課	新規	中期
	河川護岸対策	老朽化した河川護岸を改修する。	建設課	継続	長期
	道路施設の耐震 化の促進	町内道路のうち、主要避難路、主要輸送路等緊急性の高い道路施設（橋梁等）の耐震化を行なう。	建設課	新規	長期
6 ライフライン 対策の促進	浄水場の耐震化 等	浄水場ポンプ室、監視システムの耐震化整備を行う。	水道課	新規	長期
	関係機関との連 携強化	災害に備え、ライフライン関係機関との連携を強化する。	総務課	新規	中期

3 地域の防災体制づくりの推進

自主防災組織の育成、ボランティアの活動環境の整備、企業防災の推進など地域社会の防災体制の充実を図り、地域の災害対応能力を高めます。

アクション	対 策	内 容	所管部署	区分	実施期間
7 自主防災組織 の育成・活性化	自主防災組織の 充実	自主防災組織に、地震に関する知識・防災意識の向上に向けた出前講座を行い、組織の充実を図る。	総務課	継続	中期
	自主防災組織への 補助制度の実施	資機材の整備や防災訓練を実施した自主防災組織に補助金を交付する。	総務課	継続	短期
	情報提供の強化	自主防災組織の活動を充実させるため、自主防災組織連絡協議会等の組織化を図るとともに、各関係機関と連携し、様々な情報提供を行う。	総務課	継続	中期
	自主防災組織の 防災訓練支援	住民にとって災害時に役立つ訓練を実践するため、その手法の研究・提案や指導を行う。	総務課	継続	短期
	防災リーダーの 養成	自主防災組織活動の中心となる防災リーダーを養成する。	総務課	継続	短期
8 ボランティア 活動の支援	防災ボランティア の育成支援	防災ボランティア及び組織の育成を社会福祉協議会との連携により行う	保健 福祉課	新規	長期
9 企業防災の推 進	企業の防災意識 の向上	地震に関する知識・防災意識の向上に向けた出前講座を行い、企業防災力の向上を図る。	消防本部 総務課	新規	中期
	企業の防災訓練 の指導	各企業に対して防災訓練実施の推進及び訓練指導を行う。	消防本部 総務課	新規	短期

4 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者の避難支援体制の確立を図るため、避難行動要支援者登録制度を実施し、地域住民との連携による安否確認の仕組みづくりなどを進める。

アクション	対 策	内 容	所管部署	区分	実施期間
10 避難行動要支援者の保護体制の強化	避難行動要支援者の把握	避難行動要支援者の避難を支援することを目的に、避難行動要支援者の把握を行い、要援護者及び支援者本人の同意を得て登録台帳を作成する。	保健福祉課	新規	中期
	社会福祉施設等との協定	避難行動要支援者を支援するため、社会福祉施設等との協定を結ぶ。	総務課	新規	短期
	避難行動要支援者に対する支援	避難所等において避難行動要支援者に対する人権に配慮した救援体制をとる。	保健福祉課	新規	短期
	避難誘導マニュアルの作成	避難行動要支援者の避難活動を円滑に行うためのマニュアルを作成する。	保健福祉課	新規	短期

※避難行動要支援者とは、「情報の受信・理解・判断・行動などの各段階にハンディキャップを有する者」

- a 75歳以上の1人暮らしの高齢者、もしくは高齢者のみの世帯のもの
- b 介護保険の要介護3以上の認定を受けているもの
- c 身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けているもの(下肢不自由・視覚障害・聴覚障害)
- d 療育手帳(A判定)の交付を受けているもの
- e 特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給児
- f 町長が必要と認めるもの

5 防災体制の強化

災害時に迅速な対応が可能となるよう行政機能の確立を図るため、地域防災計画の見直し、職員の防災研修、参集訓練等の実施、初動体制の強化などにより行政防災力を向上させるとともに、災害時の情報収集・伝達体制の整備に取り組みます。

アクション	対 策	内 容	所管部署	区分	実施期間	
11 行政防災力の 強化	地域防災計画の見直し	災害対策基本法に基づく地域防災計画について検討を加え、必要がある場合は見直しをする。	総務課	継続	中期	
	システムの連続運転の確保	大規模災害時においてもシステムを稼働できる状態を確保する。また、各課が保有する町データのバックアップ体制を検討する。	総務課	新規	短期	
	アクションプログラムの進行管理	アクションプログラムの進行状況について、年1回各課へ照会またはヒアリングを行う。	総務課	新規	長期	
	防災対策に係る要望	地震等について国・県に要望する。	総務課	継続	短期	
	各種訓練の実施		対象団体、訓練内容等について効果的な訓練を研究し、総合防災訓練を実施する。	総務課	新規	長期
			職員を対象に、様々な被害を想定した訓練を行い、訓練結果の検証を行う。	総務課	継続	中期
			災害時に来庁者等を迅速に屋外の安全な場所に避難誘導する訓練を実施する。	総務課 住民課 保健福祉課	新規	短期
	講演・研修会の実施		職員の防災意識・災害対応能力を高めるための防災研修等を実施する。	総務課	新規	短期
			災害時に職員・教諭が応急手当等ができるようにするため、消防が実施している救命講習・AED講習の受講を促進する。	総務課 総務学事課 生涯学習課	新規	短期
	関係機関との連携強化	災害に備え、国・県・自衛隊等との連携強化を図るとともに、町内企業と応援協定等の締結を行う。	総務課	新規	中期	
	防災拠点の機能充実	災害時の防災拠点となる本庁舎に非常電源装置設置、通信機能向上等の防災機能の充実を図る。	総務課 企画管財課	継続	中期	

12 初動体制の 強化	災害初動マニュアルの充実強化	災害初動マニュアルについて、職員への周知徹底を図る。	総務課	継続	短期
	職員の参集訓練の企画・実施	地震を想定し、参集訓練を行う。	総務課	継続	短期
13 災害時の情報 収集・伝達体制 の強化	防災行政無線の活用	常に防災行政無線の機能を十分発揮できるように運用体制の強化を図る。	総務課	継続	短期
	同報系無線のデジタル化	町全域で無線機器のデジタル化を図る。	総務課	継続	長期
	総合防災システムの整備	県が進めている災害時の情報収集や伝達等に迅速に対応する情報システムの共有化を図る。	総務課 消防本部	継続	短期
	携帯電話による情報伝達	職員に対して携帯電話のメールを使用して参集情報の伝達を行う。	総務課	継続	短期
14 受援体制の 強化	受援計画の作成	災害時の各機関（ライフライン関係機関、自衛隊、ボランティア団体等）からの援護隊の活動円滑化並びに救援物資や資機材の保管場所設定の受け入れ態勢整備に向け、受援計画を作成する。	総務課	新規	中期

6 災害応急対策の整備推進

消防体制、救急・医療体制の整備、食糧・飲料水及び生活必需品の備蓄の推進、避難所運営対策、資機材の整備などに取り組み、災害時の迅速かつ効果的な応急体制の充実を図ります。

アクション	対 策	内 容	所管部署	区分	実施期間
15 救急救助・医療体制の確保	自動対外式除細動器（AED）の設置	被災や急病により心停止、心室細動等を起こした人を蘇生させるため、各公共施設にAEDを設置し、取扱方法等の研修を実施する。	消防本部	継続	中期
	応急医療体制の整備	大規模災害発生時における救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため「町災害医療計画」を定め、平常時から厚生病院、県立医大付属病院、日赤和歌山県支部と協力し、医療救護等の体制整備を行う。	保健福祉課	新規	中期
16 消火体制の確保	消防車両、防火水槽の整備	年次計画に基づき、車両及び小型動力ポンプの更新、水利困難地区の解消を図る。	消防本部	継続	長期
	耐震性貯水槽の整備	消防水利確保のため飲料水兼用機能を有するものを含めて、耐震性貯水槽設置を推進する。	消防本部	新規	長期
	消防職員・団員の訓練の高度化	消防職員・団員の技術向上のため、各種訓練の高度化を図る。	消防本部	継続	短期
17 緊急輸送路の確保	緊急輸送路確保体制の構築	防災対策に活用する道路を優先的に確保するため、速やかに橋梁等の道路施設の点検が実施できる体制を確保する。	建設課	新規	短期
18 避難所の設置・運営体制の整備	避難所運営マニュアルの作成	避難所の運営を円滑に実施するためにマニュアルを作成する。	総務課	新規	短期
	避難所開設訓練	避難所開設を円滑に実施するために、避難所の開設を担う職員による開設訓練を行う。	保健福祉課 総務課	継続	短期

19 応急復旧対策 の実施	被災建築物応急 危険度判定士の 組織及び連絡体 制の整備、判定用 資機材の整備	被災建築物応急危険度判定士による 被災建築物の危険度を判定するた め、その組織及び連絡体制を整備す るとともに、判定するために必要な 資機材を備蓄する。	建設課	新規	短期
	被災宅地応急危 険度判定士の組 織及び連絡体制 の整備、判定用資 機材の整備	被災宅地応急危険度判定士による被 災宅地の危険度を判定するため、そ の組織及び連絡体制を整備するとと もに、判定するために必要な資機材 を備蓄する。	建設課	新規	短期
	道路応急復旧対 策に係る協定	建設業者（建設業協会）等と協定を 締結し、道路等応急復旧体制を充実 する。	建設課	継続	中期
20 応急住宅の確 保対策促進	被災者住宅の確 保	被災者住宅の確保を図るため、応急 仮設住宅建設・応急住宅管理に関す るマニュアルを整備するとともに、 応急仮設住宅の建設可能用地の選定 や災害時の空き部屋の提供方法等 について検討する。	総務課 建設課	新規	短期
21 緊急物資確保 体制の整備	流通備蓄協定の 締結	緊急物資確保のため、スーパー、農 協等の流通業者と交渉し、協定を締 結する。	総務課	継続	中期
	防災資機材・備蓄 物資の整備	県の被害想定に基づき、備蓄計画を 作成するとともに、資機材・備蓄物 資等を整備する。	総務課	新規	中期
	他市町村との協 定締結	緊急物資（食料・医薬品・生活用品） を確保するため、他府県・市町村と 協定を締結する。	総務課	新規	中期
	事業者との提供 契約	緊急物資（食料・医薬品・生活用品） 確保の協定を締結する。	総務課	新規	中期
22 衛生・防疫活動 体制の強化	ゴミ集積箇所の 確保体制の整備」	災害時一時的ゴミ集積場所の確保、 ゴミ集積体制の整備を行う。	住民課	新規	短期
	遺体（死体）の安 置及び処理等	遺体（死体）の安置場所を事前に定 め、遺体（死体）処理等を迅速、適 切に行う体制を整備する。	住民課	新規	短期

7 町民生活の再建復興の推進

被災後の復興事業計画の策定、被災者の生活支援のための相談窓口の設置や義援金配付マニュアルの作成、被災幼児・児童生徒のメンタルケア体制の整備などに取り組み、復旧・復興体制の整備を図ります。

アクション	対 策	内 容	所管部署	区分	実施期間
23 被災者の救 援・生活支援対 策の促進	被災者生活再建 支援制度の周知	町民に対し様々な生活再建支援制度 (弔慰金、見舞金、援護資金、税の 徴収猶予・減免等)の周知を行う。	税務課 保健 福祉課	新規	長期
	被災者相談窓口 設置体制の充実	総合相談窓口開設等、町民生活安定 のための体制整備を行う。	住民課	新規	短期
	被災幼児・児童・ 生徒等のメンタ ルケア体制の整 備	スクールカウンセラー等を活用しな がら被災幼児・児童・生徒等のメン タルケア体制を整備する。	総務 学事課	新規	短期
	義援金配付マニ ュアルの作成	町への義援金を被災者に配付するた めのマニュアルを作成する。	保健 福祉課	新規	短期